

2025年（令和7年）3月24日

藤沢市教育委員会 御中

藤沢市情報公開審査会
会長 金井 恵里可

行政文書公開請求の公開一部承諾決定に関する審査請求について（答申）

2024年（令和6年）10月24日付けで諮問された、「藤沢市教育文化センターのアーカイブズ室において収集されてきた資史料が、2017年～2018年ごろにほとんど廃棄されてしまった事件について、誤廃棄が生じた経緯や、これからの再発防止策等、事件に関する事実や市の意思決定を示す文書（誤廃棄の前にはどのような資史料が保有されており、誤廃棄が起きた後には何が残っているのかが分かるようなリストがあれば、それを含む）」の行政文書公開請求に対する公開一部承諾決定の件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

「藤沢市教育文化センターのアーカイブズ室において収集されてきた資史料が、2017年～2018年ごろにほとんど廃棄されてしまった事件について、誤廃棄が生じた経緯や、これからの再発防止策等、事件に関する事実や市の意思決定を示す文書（誤廃棄の前にはどのような資史料が保有されており、誤廃棄が起きた後には何が残っているのかが分かるようなリストがあれば、それを含む）」の行政文書公開請求に対し、藤沢市教育委員会（以下「実施機関」という。）が2024年（令和6年）4月15日付けで行った行政文書公開一部承諾決定処分は、これを取り消し、審査請求人が公開を求める趣旨と合致すると認められる行政文書を再度特定し、改めて公開するか否かの決定をすべきである。

2 事実

- （1） 審査請求人は、2024年（令和6年）3月29日付けで、実施機関に対し、藤沢市情報公開条例（平成13年藤沢市条例第3号。以下「条例」という。）第10条の規定により、「藤沢市教育文化センターのアーカイブズ室において収集されてきた資史料が、2017年～2018年ごろにほとんど廃

棄されてしまった事件について、誤廃棄が生じた経緯や、これからの再発防止策等、事件に関する事実や市の意思決定を示す文書（誤廃棄の前にはどのような資史料が保有されており、誤廃棄が起きた後には何が残っているのかが分かるようなリストがあれば、それを含む）」の行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

- （２） 実施機関は、審査請求人に対し同年４月１５日付けで、行政文書公開一部承諾決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、行政文書公開一部承諾決定通知書に次のとおり、公開することができない部分の内容及びその理由を付して審査請求人に通知した。

〈公開することができない部分の内容〉

誤廃棄が生じた経緯や、これからの再発防止策等、事件に関する事実や市の意思決定を示す文書

〈その理由〉

誤廃棄の事実はなく、請求内容に合致する文書を作成も取得もしておらず、不存在であるため。

- （３） 審査請求人は、同年５月２３日付けで、実施機関に対し、本件処分を取り消すよう求める審査請求を行った。
- （４） 実施機関は、同年１０月２４日付けで、藤沢市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、条例第１８条第１項の規定により、本件審査請求について諮問した。

３ 審査請求人の主張要旨

- （１） 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消すよう求めるものである。

- （２） 本件審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書によると、本件審査請求の理由は、次のとおりである。

ア 本件処分において、「誤廃棄の事実はなく、請求内容に合致する文書を作成も取得もしておらず、不存在であるため。」とする藤沢市教育委員会の主張が、廃棄作業は適正な手続きを経て実施されたため、誤廃棄ではなく、よって誤廃棄の事実はないという見解なのか、又はその期間に廃棄作業はなかったためその期間に誤廃棄の事実はないのかいずれの認識に基づくものであるかは不明であるが、いずれにせよ、全史料協関東部会会報の記事から、２０１９年３月よりも以前に、藤沢市教育文化センターにおいて資史料の大量の廃棄

があったことが分かる。

イ 資史料の廃棄は一部の職員によって行われ、組織内で十分な検討と承認を経なかったことに加え、職員個人が所有権を有する私物でさえも廃棄されており行政の活動としての適正性を著しく欠くことも分かる。よって資史料の廃棄を行った当該事案は本来の業務から外れた異例のものであり、行政運営の適切性を確保する上で、経緯も含めた意思決定に至る過程及び事務事業の実績を合理的に跡付け、検証を可能とすべく、文書を作成、保存し、利用に供する必要が発生する事案であるといえる。よって本件処分は、本来であれば作成、保存され利用に供されて然るべき公文書を適切に管理しなかったものであるから、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第25条及び、公文書等の管理に関する法律第34条に違反しており、違法である。

4 実施機関の主張要旨

実施機関から提出された弁明書によると、実施機関の主張は、次のとおりである。

(1) 本件処分を行った理由

本件請求内容のうち、「誤廃棄が生じた経緯や、これからの再発防止策等、事件に関する事実や市の意思決定を示す文書」については、誤廃棄の事実はなく、請求内容に合致する文書を作成も取得もしておらず、不存在であるため。

(2) 審査請求の理由に対する弁明

ア 審査請求人は、「藤沢市教育委員会の主張が、廃棄作業は適正な手続きを経て実施されたため誤廃棄の事実はないとしているのか、行政文書公開請求において2017年～2018年ごろと指定した部分が、廃棄の行われた実際の暦年もしくは年度と一致しないためにその期間に誤廃棄の事実はないとしているのか、いずれの認識に基づくものであるかは不明である」という趣旨の主張をしているが、このことについては、行政文書公開一部承諾決定通知書の「公開することができない部分の内容及びその理由」欄に記載した非公開とする理由に、「2017年～2018年ごろ」という期間の記載をしていないことから、期間に関わらず誤廃棄をした事実はなく、よってそれに該当する行政文書も存在しないことを説明したものであることは明確で、理由付記における本件処分の不備はない。

イ 審査請求人は、「本件処分は、本来であれば作成、保存され利用に供されて然るべき公文書を適切に管理しなかったものであるから、行政機関の保有す

る情報の公開に関する法律第25条及び、公文書等の管理に関する法律第34条に違反しており違法である」という趣旨の主張をしているが、本件審査請求は、実施機関が条例第11条第1項に基づいて行った行政文書の公開諾否に係る行政処分に対する審査請求であるところ、審査請求人は、「本来であれば作成、保存され利用に供されて然るべき公文書を適切に管理しなかったものである」として、その違法性を主張している。この点については、少なくとも本件審査請求により妥当性が判断される内容ではないことから、この主張に対する弁明は行わない。

5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人及び実施機関の主張等に基づき審議した結果、次のように判断した。

(1) 本件請求について

本件請求は、「藤沢市教育文化センターのアーカイブズ室において収集されてきた資史料が、2017年～2018年ごろにほとんど廃棄されてしまった事件について、誤廃棄が生じた経緯や、これからの再発防止策等、事件に関する事実や市の意思決定を示す文書（誤廃棄の前にはどのような資史料が保有されており、誤廃棄が起きた後には何が残っているのかが分かるようなリストがあれば、それを含む）」に係る行政文書の公開を求めるというものである。

(2) 本件処分について

実施機関は、2事実(2)に記載の理由から、本件処分を行った。

(3) 本件審査請求について

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消すよう求めるというものである。

(4) 対象文書の特定について

ア 実施機関に聞き取り調査を行ったところ、請求内容の前段である「廃棄が生じた経緯や、これからの再発防止策等、事件に関する事実や市の意思決定を示す文書」という請求(以下「請求内容①」という。)に対しては、「誤廃棄の事実はない」との考えに立ったうえで、「誤廃棄の事実はなく、請求内容に合致する文書を作成も取得もしておらず、不存在であるため。」と判断し、請求内容の後段である「誤廃棄の前にはどのような資史料が保有されており、誤廃棄が起きた後には何が残っているのかが分かるようなリストがあれば、それを含む」という請求(以下「請求内容②」という。)に対しては、当時、一定程度の文書整理を行ったことを認めたとうえで、1997年、2003年

及び2004年に作成された資史料の目録(以下「本件公開文書」という。)を対象文書として特定し、本件処分を行ったとのことであった。

イ 初めに、請求内容①について検討を行う。実施機関は、当該部分の請求について、誤廃棄の事実はないとの見解に立って文書特定を行っている。しかしながら、請求内容②については、「誤廃棄」という文言を、一定程度の文書整理も含むと広く解釈したうえで、文書特定を行っている。このことを踏まえると、請求内容①についても、誤廃棄という文言があるものの、請求内容②で解釈したと同様に、藤沢市教育文化センターにおいて行われた文書整理作業が該当すると解釈をしたうえで、文書特定を行うべきであった。

ウ また、実施機関への聞き取り調査において、当時の状況を確認したところ、2017年から2018年において、天井に達してしまうほどの研究資料が大量にある状況であったことを踏まえ、このままでは通常業務に支障がでると判断し、当時の職員と関係課の職員の協力を得ながら慎重に整理を行ったとのことであった。実施機関の説明内容を踏まえると、慎重に検討を行ったうえで文書整理をしていることが伺えることから、文書整理の経緯が分かる資料があることが推認される。

エ 以上のことを踏まえ、請求内容①について、実施機関は再度文書特定を行ったうえで、公開、非公開の判断をすべきである。

オ 次に、請求内容②について、検討を行う。当審査会で調査したところ、本件公開文書以外に、資史料の目録を電磁的記録により管理していることが確認できた。当該電磁的記録は、請求内容の趣旨に概ね合致すると認められる。しかしながら、本件公開文書と当該電磁的記録を比較してみたところ、本件公開文書中には存在し、当該電磁的記録中には存在しない資史料が複数確認されたことから、当該電磁的記録の完全性には疑義があり、当該電磁的記録に記載されていない資史料が存在することが推認される。

カ 以上のことを踏まえ、請求内容②について、実施機関は再度文書特定を行ったうえで、公開、非公開の判断をすべきである。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容 等
2024. 4. 1	行政文書公開請求受付
4. 15	行政文書公開一部承諾決定処分
5. 27	行政文書公開一部承諾決定処分に対する審査請求書受理
6. 13	実施機関から審査庁へ弁明書の提出
8. 22	審査請求人から審査庁へ口頭意見陳述意向確認書の提出
10. 10	口頭意見陳述を実施
10. 24	審査庁から審査会へ諮問書の提出
11. 18	審査請求人から審査会へ口頭意見陳述意向確認書及び意見書の提出
12. 23	審議
2025. 1. 27	審議
2. 17	審議
3. 24	答申

第20期藤沢市情報公開審査会委員名簿

(任期：2024年2月1日～2026年1月31日)

氏 名	役 職 名 等
◎ 金井 恵里可	文教大学国際学部教授
○ 河合 秀樹	弁護士
田中 美和	玉川大学経営学部国際経営学科准教授
中畠 慶子	弁護士
飛弾野 理	弁護士

◎会長 ○職務代理者